

新経済特別区法が1月23日に成立

新法は、今まで以上の税法上の恩典と簡易化された申請プロセスで、ミャンマーへの投資を促進し、経済成長を後押しすることが期待されている。

国家の経済発展と雇用の創出を図ることを目的に成立した新経済特別区法（「新法」）は、経済特別区（Special Economic Zone、「SEZ」）の設置、管理、投資に関する手続きと条件の詳細を定めている。この新法は、2011年に成立したSEZ法（「旧法」）を改正し、またダウエーSEZ法を廃止するものである。ただし、旧法の下で発出された通知、命令、指示と手続きは、新法に反しない限りで、引き続き効力を有する。新法は、連邦政府の中央委員会を先頭に、中央作業委員会がこれをサポートし、SEZ管理委員会がSEZ内のインフラストラクチャーと事業体の監督・管理を行うという、規制上の階層的な仕組みを創出した。

多くの投資促進的な特徴とともに、新法は、行政プロセスを明確化し、SEZへの参加障壁を取り除くような施策をいくつも取りいれている。新法11条(c)項によれば、SEZ管理委員会は、投資申請に対し、申請から30日以内に審査し、決定を下すことが求められている。また、投資許可の発行、登録、その他の規制事項については、ワンストップセンターが設けられる。くわえて、新法は、輸出に特化した「免除ゾーン」(Exemption Zone)と、国内市場に特化した「促進ゾーン」(Promotion Zone)の2つのカテゴリーの投資対象エリアに分けて、それぞれに付き投資促進措置を定めている。これらのゾーン内における投資は、100%外国会社でも可能である。また、促進ゾーンにおける一定の要件を満たす輸出関連の投資は、免除ゾーン事業(Exemption Zone Enterprises)の適格を満たすものとして、免除ゾーンと同様の恩典を享受することができる。

新法は、免除ゾーンにおける投資または免除ゾーン事業投資については最初の7年間、促進ゾーンにおける投資については最初の5年間につき、所得税を免除している。また、次の5年間については、営業利益がリザーブファンド内で維持され翌年の再投資に回される限り、その50%につき課税を免除している。SEZ投資にかかわる土地の賃貸借については、最大50年間まで可能であり、また25年間までの更新が可能である。その他のインセンティブとしては、許可された投資期間内においては国有化がなされないという保証、投資に必要な設備の輸入についての関税免除、原材料その他生産に必要なものへの関税の一定回数の免除(投資カテゴリーによって回数は異なる)等がある。

現在、ティラワSEZ(ヤンゴン区域)とダウエーSEZ(タニンダーリ区域)の開発が既に開始しており、またチャウピューSEZ(ラカイン州)の開発は、入札により主要デベロッパーを選出した後、2014年4月に開始することが見込まれている。さらに、マンダレーとネピドー区域、そしてカレン州とシャン州においても、さらなるSEZを設置する動きがある。新法でも謳われているとおり、これらのSEZは民間または民間・政府の合同プロジェクトとして運営され、外国投資家は、100%外資またはミャンマー国民もしくは政府との合弁でデベロッパーとして関与することが可能である。SEZにおけるインセンティブや投資要件の詳細は、後日細則において発表される予定である。

MCIT がオレドー社とテレノール社に通信ライセンスを付与

2月5日にライセンスが有効になる旨、1月30日に発表。通信規則も発表予定。

通信情報技術省（「MCIT」）は、1月30日、海外通信事業プロバイダーであるテレノール社とオレドー社とともに、長く待たれていた各プロバイダーへのライセンス付与につき、共同発表を行った。数ヶ月の遅延と検討を経てのライセンス発行は、ミャンマーの通信事業セクターを刷新するための大きな一歩となった。

次の大きな節目としては、2月に予定されている、ライセンス、周波数の分配、相互接続の手續と競争に関するガイドラインの詳細を定めた通信規則の発表である。通信規則は、当初はライセンスの発行に先立って発布される予定であったが、諸処の事情により数週間公式発表が遅れているようである。報道によれば、通信規則は英語からミャンマー語に翻訳された後、司法長官の最終承認に回される予定である。

MIC が MIC 申請手續に関する通知を発表

MIC 通知 No.2/2014 は、MIC 申請手續のための7つのステップを示した他、投資家に対し、追加でお金を払わないよう注意喚起した。

ミャンマー投資委員会（「MIC」）は、1月24日、投資許可に係る申請手續とその評価に関して、一般的なステップと手續を示した通知を発表した。これに加え、本通知は、申請者が、あらかじめ定められた申請費のみを支払い、それ以上の追加の金銭を支払う必要はないことを明示している。本通知によれば、MIC 申請のためのステップは以下の通りである。

1. 投資家が、所定の投資提案フォームを作成する
2. 投資提案フォームを、ネピドーまたはヤンゴンの MIC オフィスに提出する
3. 提案評価チームが、ネピドーの月次会議にて、投資提案を検討する
4. MIC が、当該投資提案を却下するか受諾するかについて決定し、申請者に通知する
5. その後、MIC は国家・地方政府機関及び関係省庁から意見を聴取する
6. MIC は、投資提案について、ネピドーの MIC ミーティングでさらに議論する
7. 投資計画の内容について合意に達した後、投資が許可される

本通知に関する問い合わせは、次の連絡先に行うことができる。Director General (067-406121)、Deputy Director General (067-406342)、Director of Foreign Investment Department (067-406334)、Director of Myanmar Citizens Investment Department (067-406139)

アジア M&A フォーラム in 香港 - 2月25日、26日

ケルビンチアヤンゴンは、国際金融法レビューグループが主催する第9回アジアM&A フォーラムにてプレゼンテーションを行う

本年の国際金融法レビューグループが主催するアジア M&A フォーラムは、法律、銀行、企業の各分野から専門家を集め、コンプライアンスリスク、汚職防止法制の展開、合併前後のデューディリジェンスというトピックについて議論が行われる。

本フォーラムは、香港のシャングリラホテルにて、2014年2月25日（火）から26日（水）にかけて2日間に渡り開催される。ケルビンチア法律事務所のセッションは、「ミャンマーにおける進行中のM&A」と題し、2日目午後に予定されている。

フォーラムの詳細と登録は、<http://www.iflr.com/pdfs/events/AsiaMA/AMA14.pdf> に記載されている。インハウスカウンセルは無料で参加できる。